



IFRS news

September 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

株主割当てで発行された新株予約権の分類に関するIAS第32号改訂案

IAS第32号の改訂案では、株主割当てで発行された外貨建新株予約権による損益の変動が排除されます。PwC USのアカウントティング・コンサルティング・サービス（ACS）のMarie Kling とTina Faringtonが解説します。

株主割当てで発行された新株予約権はしばしば資金調達的手段に用いられ、流動性がいまだに低い昨今の経済環境では特に活用されています。このような新株予約権に係る取引は一般的に大規模なため、その会計処理は非常に重要となります。

IASBは先月、このような外貨建新株予約権の現行の会計処理を緊急に変更することを提案しており、当該変更は多くの企業に多大な影響を及ぼす可能性があります。改訂案は2009年8月6日に公表され、30日間のコメント期間が設けられています。

どの企業が当該改訂案による影響を受けるか？

当該改訂案は、機能通貨以外の通貨建で新株予約権を株主に割り当てる全ての企業に影響します。このような新株予約権とは、企業が同一区分に属する全ての既存株主に対して比例按分（プロラタ）にて、固定数の追加株式を固定額（通常、その日の株価より低い金額）で取得することができる権利を発行する取引です。グローバルな資本構成を持つ企業は複数の所轄区域において上場しているため、大抵の場合はこのような新株予約権の行使価格を自社の機能通貨以外の通貨で表示します。また、法的または規制上の義務によりそのような措置を行う場合もあります。

当該提案により何が変わるか？

当該提案では、このような新株予約権が固定金額で発行される場合は資本として分類することを求めています。これは、行使価格の通貨にかかわらず、同じ区分に属する全ての株主に対して比例按分（プロラタ）で提供される場合に当てはまります。

行使価格は外国為替レートの動きとともに変動するため、現行のIFRSにおいて、このような外貨建新株予約権を企業の機能通貨建の固定額で固定数の株式と交換することはありません。固定額が機能通貨以外の通貨建の場合、IAS第32号における「固定対固定の原則（fixed for fixed requirement）」を満たさないため、持分金融商品として取扱われません。従って、行使価格が外貨建で設定される新株予約権は現在デリバティブ負債として分類され、公正価値の変動が損益で計上されることとなります。これらの公正価値の変動は外国為替の変動のみでなく、企業の株価の変動にも左右されます。新株予約権の未行使期間が短期間であったとしても、その変動による影響は大きいものとなります。

当該改訂は、実務上はどのような意味を持つか？

経営者は、行使価格が外貨建の新株予約権をデリバティブ金融負債に分類する必要がなくなるため、このような新株予約権を継続的に公正価値で測定し、その変動を損益に計上する必要はもはやなくなります。また、新株予約権が同じ区分の株式の全ての株主に対して比例按分(プロラタ)で提供される限り、経営者は当該新株予約権を資本に分類し再測定する必要がなくなります。結果として、会計処理は簡素化され、損益の変動も避けることができます。

今回の限定された改訂の理論的根拠は、これらの新株予約権が株主との取引であるということです。このような新株予約権は通常、全ての既存株主に対して固定額にて比例按分(プロラタ)で配分されるため、株主間の株式や価値の再配分は行われません。従って、これら取引は企業が株主という立場で株主に対して行う「資本取引」と見なされます。

当該改訂の範囲は他の金融商品にも同様に適用されるか？

当該改訂案の範囲は、同じ区分の株式の既存株主へ比例按分(プロラタ)にて発行される新株予約権に限定され、所有者に企業の持分金融商品を購入する権利を与える他の外貨建取引にまでは及びません。例えば、外貨建転換社債の組込転換オプションは引続きデリバティブ負債として区分処理され、公正価値の変動を損益に計上します。

同様に、比例按分(プロラタ)以外で株主に発行されたワラントや新株予約権は引続きデリバティブ負債として処理され、公正価値の変動を損益に計上します。

いつから当該改訂案が有効となるか？

当該改訂案のコメント期間は30日間で、2009年9月7日が期限となります。当該改訂案は公表開始後90日目以降より始まる事業年度から有効となり、遡及適用され、任意適用も可能です。

今回は緊急の改訂となりましたが、最終的にはIAS第32号の負債・資産モデルを包括的に考察する現在進行中の長期プロジェクト(2010年に公開草案を公表予定)が優先される予定です。この分野に何か進展がありましたら、今後取り上げていく予定です。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界153カ国に155,000人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計および監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.